

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会
第 1 回宿泊衛生専門委員会

1. 日 時

令和 5 年 8 月 22 日 (火) 13:00～14:00

2. 場 所

甲賀市役所 3 階 301B 会議室

3. 出欠状況

出席者 10 名

代理出席者 0 名

欠席者 4 名

4. 内 容

〈報告事項〉

第 1 号報告 正副委員長の委嘱について

委員長 林 初広

副委員長 森岡 献一

〈説明事項〉

説明事項①②は輸送交通・警備専門委員会との全体説明会にて説明

①第 1 号説明 第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会の概要
および甲賀市開催競技、開催予定施設

②第 2 号説明 専門委員会の役割

③第 3 号説明 宿泊衛生専門委員会名簿

〈協議事項〉

①第 1 号議案 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市医事・衛生基本計画 (案)

承認

②第 2 号議案 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市宿泊基本計画 (案)

承認

〈その他〉

協議事項①「第1号議案 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市医事・衛生基本計画（案）」について、甲賀食品衛生協会より、食品衛生について県、関係機関・団体等の協力を得て、宿舎及び食品取扱施設の監視、指導を行うとあるが、どのように実施するのか質問があり、現時点で県から斡旋弁当の基準についてある程度提示されており、この基準に沿って今後は進めていくこと、食品衛生等に関しては保健所等からの指導をもとにお願いすることになると思う旨、事務局より回答した。

さらに、施設改修等の必要性について質問があり、通常営業の中で定められた衛生基準等を満たしておられれば施設改修までは必要ないと考える旨、事務局より回答した。

協議事項②「第2号議案 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市宿泊基本計画（案）」について、甲賀健康福祉事務所より、一般観覧者についても宿泊斡旋等を行うのか質問があり、大会事務局が宿泊斡旋を行うのは、選手・監督・役員・視察員等を想定しており、一般観覧者については宿泊等の斡旋は実施しない予定であると事務局より回答した。

さらに、基本計画の「1. 目的」の中に一般観覧者も大会参加者の中に含まれているが、これは問題ないか質問があり、一般観覧者の宿泊斡旋は実施しない予定であるが、選手、役員等の配宿後に市内の宿泊施設に空きがあった場合、一般観覧者の方が予約される可能性もあるため目的の中には大会関係者として含まれていると事務局より回答した。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
甲賀市実行委員会

第1回宿泊衛生専門委員会



KOKA
CITY



湖国の感動 未来へつなぐ

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ








第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025

《本市開催競技》



第79回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」

《会期》令和7年（2025年）9月28日（日）～10月8日（水）

【正式競技】			【特別競技】
<p style="text-align: center;">軟式野球 （成年男子）</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">10/4（土）～6（月） 甲賀市民スタジアム</p>	<p style="text-align: center;">ゴルフ （少年男子）</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">9/28（日）～30（火） ヘアズパウジャパン カントリークラブ</p>	<p style="text-align: center;">サッカー （少年男子・ 少年女子）</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">10/3（金）～5（日） 水口スポーツの森 陸上競技場</p>	<p style="text-align: center;">高等学校野球 （軟式）</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">9/29（月）～ 10/2（木） 甲賀市民 スタジアム</p>
【公開競技】		【デモンストレーションスポーツ】	
<p style="text-align: center;">グラウンド・ゴルフ</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">9/13（土）～14（日） 水口スポーツの森</p>	<p style="text-align: center;">ソフトバレーボール</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">水口体育館</p>	<p style="text-align: center;">カローリング</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">水口体育館</p>	

第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く障スポ」

《会期》令和7年（2025年）10月25日（土）～27日（月）

【正式競技】	
<p style="text-align: center;">フライングディスク</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">水口スポーツの森</p>	<p style="text-align: center;">ボッチャ</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">水口体育館</p>

目 次 (次第)

1. 開 会

2. 挨拶

3. 報告事項

第1号報告

委員長、副委員長の委嘱について

4. 説明事項

第1号説明

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の概要および
甲賀市開催競技、開催予定施設 . . . P. 1

第2号説明

専門委員会の役割 . . . P. 5

第3号説明

宿泊衛生専門委員会名簿 . . . P.11

5. 協議事項

第1号議案

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市医事・衛生基本計画 (案) . . . P.12

第2号議案

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市宿泊基本計画 (案) . . . P.13

6. 閉 会

(参考資料)

資料1 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市開催基本方針

資料2 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市開催推進総合計画

資料3 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会会則

資料4 わた SHIGA 輝く国スポ 本市開催競技会会期について

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の概要

1. 国民スポーツ大会の開催概要

国民スポーツ大会（現在の国民体育大会）は、昭和21年に京都府を中心とした京阪神地区で第1回大会が開催され、以降、各都道府県の持ち回り開催となり、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的に毎年開催されるスポーツの祭典です。

(1) 大会名称：第79回国民スポーツ大会

愛称：わたSHIGA輝く国スポ

大会スローガン：湖国の感動 未来へつなぐ

マスコットキャラクター：



(2) 開催年：令和7年（2025年）

<参考>

令和3年（2021年）	三重県	※新型コロナウイルス感染症感染拡大のため中止
令和4年（2022年）	栃木県	
令和5年（2023年）	鹿児島県	※特別大会（令和2年より延期）
令和6年（2024年）	佐賀県	

(3) 大会会期：令和7年9月28日（日）～10月8日（水） 11日間

令和4年7月開催の公益財団法人日本スポーツ協会理事会にて決定

(4) 主催

国民スポーツ大会の主催者は、公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県、日本スポーツ協会加盟競技団体、会場地市町です。

(5) 総合開・閉会式

彦根総合スポーツ公園陸上競技場（平和堂HATOスタジアム）

(6) 実施予定競技

正式競技 37競技	本市開催	軟式野球（成年男子） 【甲賀市民スタジアム】 本市開催日程 10/4（土）～6（月）	県内5市町 （近江八幡市、草津市、守山市、東近江市、日野町）と共催
		ゴルフ（少年男子） 【ベアズパウジャパンカントリークラブ】 本市開催日程 9/28（日）～30（火）	
		サッカー（少年女子・少年男子） 【水口スポーツの森陸上競技場】 本市開催日程 10/3（金）～5（日）	少年女子は大津市と、少年男子は守山市と共催
	他市町開催	陸上競技、水泳、テニス、ローイング、ホッケー、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、トライアスロン、ボクシング	
特別競技 1競技	本市開催	高等学校野球（軟式） 【甲賀市民スタジアム】 本市開催日程 9/29（月）～10/2（木）	高島市と共催
	他市町開催	高等学校野球（硬式）	
公開競技 7競技	本市開催	グラウンド・ゴルフ 【水口スポーツの森】 本市開催日程 9/13（土）～14（日）	
	他市町開催	綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、バウンドテニス、エアロビック	
デモンストラ ション スポーツ	本市開催	ソフトバレーボール、カローリング 【水口体育館】	
	他市町開催	スポーツ拳法、インディアカ 等	

※競技会会期は、令和4年12月に開催された（公財）日本スポーツ協会国民体育大会委員会において決定されました。

2 全国障害者スポーツ大会の開催概要

全国障害者スポーツ大会は、昭和40年から身体障がいのある人を対象に行われてきた「全国身体障害者スポーツ大会」と平成4年から知的障がいのある人を対象に行われてきた「全国知的障害者スポーツ大会」を統合した大会として、平成13年から国体終了後に同じ開催地で開催されている大会で、障がいのある人が競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がいのある人の社会参加の推進に寄与することを目的として毎年開催される障害者スポーツの全国的な祭典です。

(1) 大会名称：第24回全国障害者スポーツ大会

愛称：わたSHIGA輝く障スポ

スローガン：湖国の感動 未来へつなぐ

マスコットキャラクター：



(2) 開催年：令和7年度（2025年）

<参考>

令和3年（2021年）	三重県	※新型コロナウイルス感染症感染拡大のため中止
令和4年（2022年）	栃木県	
令和5年（2023年）	鹿児島県	※特別大会（令和2年より延期）
令和6年（2024年）	佐賀県	

(3) 大会会期：

令和7年10月25日（土）～27日（月）

(4) 主催

全国障害者スポーツ大会の主催者は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県および会場地市町に、その他の関係団体を加えたものとなります。

(5) 総合開・閉会式

彦根総合スポーツ公園陸上競技場（平和堂HATOスタジアム）

(6) 実施予定競技

正式競技 14競技	本市開催	フライングディスク (身・知) 【水口スポーツの森】	単独開催
		ボッチャ (身) 【水口体育館】	単独開催
	他市町開催	陸上競技、水泳、アーチェリー、卓球、ボウリング、バスケットボール、車いすバスケットボール、ソフトボール、グランドソフトボール、フットベースボール、バレーボール、サッカー	
オープン 競技		知的障害者バドミントン、スポーツウェルネス吹矢、ゴールボール等	滋賀県、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、文部科学省による協議の上、決定

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会 専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会会則（令和4年5月11日施行）第13条第5項の規定に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称等)

第2条 専門委員会の名称並びにわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会常任委員会からの付託事項又は委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちからわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 3 専門委員会は、専門委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することはできない。ただし、会議に出席できない専門委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該専門委員は、出席したものとみなす。
- 4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（代理人の権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要に応じて専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

6 委員長は、必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を専門委員会の議決に代えることができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 専門部会の委員は会長が委嘱する。

3 第3条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中、「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長および部会長が別に定める。

附則

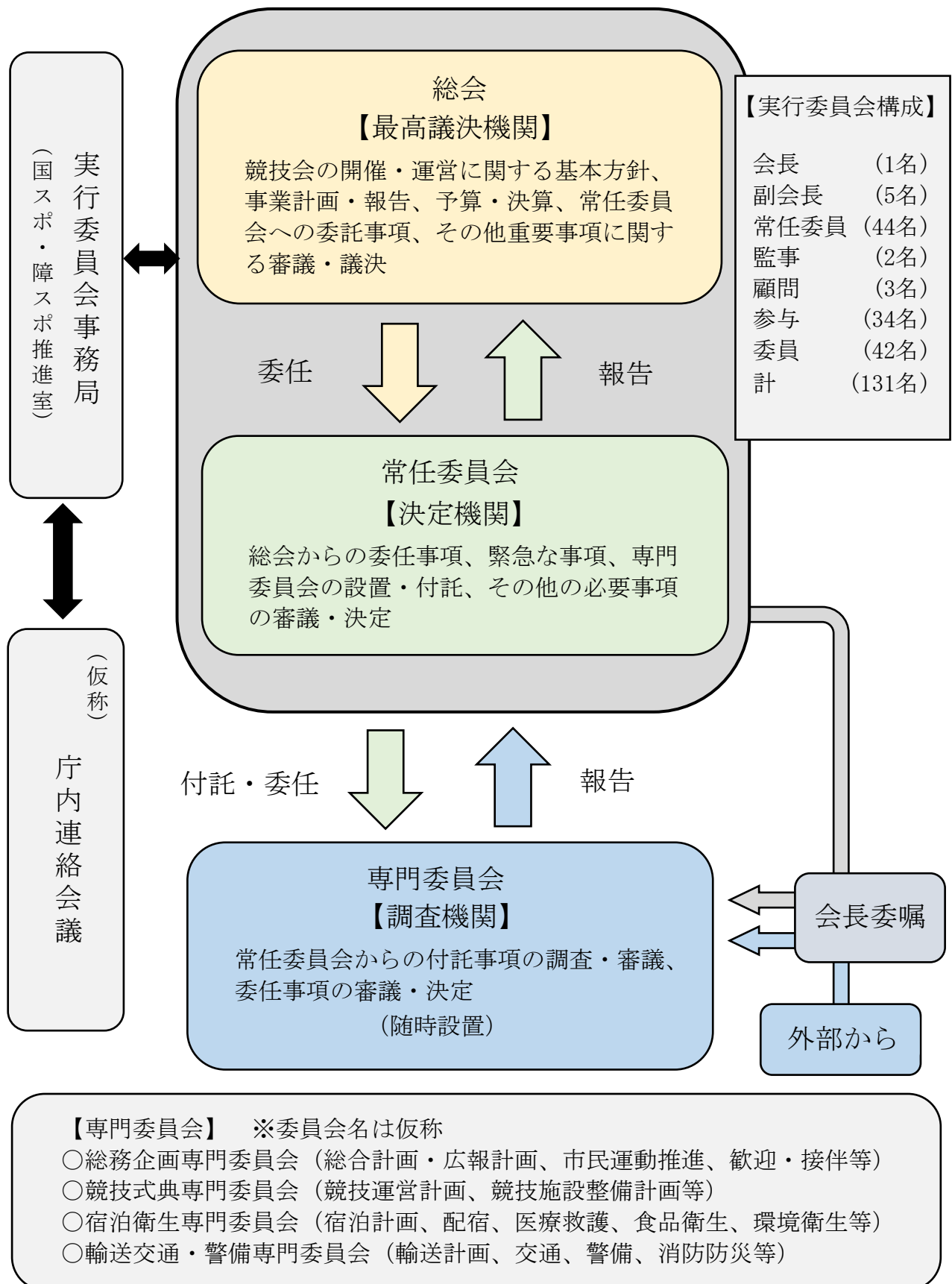
この規程は、令和4年5月11日から施行する。

この規程は、令和5年2月20日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付 託 事 項	委任事項
総務企画 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民運動に関すること。 5 歓迎及び接伴に関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること。 	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
競技式典 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。 4 その他競技式典に関すること。 	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
宿泊衛生 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊に関すること。 2 医事及び衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること。 	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
輸送交通・警備 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送及び交通に関すること。 2 警備及び消防防災に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。 	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会
組織図



《専門委員会の役割》

専門委員会は、常任委員会からの委任事項を審議・決定し、その結果を常任委員会へ報告します。

「審議・決定」では、大会開催に向けて実施する、さまざまな事業に対して、行政、関係団体が持っている専門的な見地からのアイデアやご意見をいただき、会を重ねることで、そのアイデアや思いを事務局と一緒に形にしていきます。

一人でも多くの人に国スポ・障スポに参加してもらい、一人でも多くの人に参加して良かったと思ってもらえるような大会運営を目指します。

《宿泊衛生専門委員会の役割》

常任委員会からの付託・委任事項（抜粋）

宿 泊 衛 生	宿泊に関すること
	医事及び衛生に関すること
	その他宿泊衛生に関すること

甲賀市開催推進総合計画に掲げる事項（抜粋）

宿泊	本市を訪れる方々を温かくお出迎え 宿泊施設その他関係機関と連携 十分にくつろいでもらえる環境整備 より多くの人を受け入れができる効率的な配宿体制
医事・衛生	大会に関わる全ての方々の健康の確保 快適な環境のもとで開催するため県と緊密な連携 医療体制の構築 食品衛生 } に配慮 環境衛生 } 防疫体制確立

専門委員会でしていくこと

宿泊	<ul style="list-style-type: none"> ・選手、競技団体等のニーズの把握 ・ニーズに応えられる宿泊施設が市内および周辺にどれほどあるかを把握 ・どれくらい宿泊施設を確保できるか ・県配宿センターとの協力体制 				
医事・衛生	<ul style="list-style-type: none"> ・救護内容の想定 ・救護施設の設置計画 ・県、保健所との連携体制の構築 ・医療機関との協力体制の構築 				
食品衛生	<table border="0"> <tr> <td>お弁当</td> <td rowspan="3">} それぞれの食中毒予防対策をどう講じるか。</td> </tr> <tr> <td>おもてなし</td> </tr> <tr> <td>ふるまい</td> </tr> </table>	お弁当	} それぞれの食中毒予防対策をどう講じるか。	おもてなし	ふるまい
お弁当	} それぞれの食中毒予防対策をどう講じるか。				
おもてなし					
ふるまい					

	環境衛生	<ul style="list-style-type: none"> ・競技会場および周辺のゴミ回収を計画的・衛生的に実施するための体制づくり、関係機関との連携の構築 ・競技会場および宿舎で害虫の発生を防止する、害獣による被害を防止するための対策検討と実施体制づくり、関係機関との連携の構築 ・競技会場等に仮設トイレを設置した場合のし尿処理対策の実施体制づくり、関係機関との連携の構築
	防疫対策	<ul style="list-style-type: none"> ・競技会場や宿舎で感染症が発生したときの検討、体制づくり、保健所との連携

《専門委員の選任経過》

- 設立総会及び第1回総会／令和4年5月11日（水）
会則、準備委員・役員を選任、組織、事業計画、予算案等を審議、決定
- 第1回常任委員会／令和4年5月11日（水）
4つの専門委員会の設置を決定
- 委員就任の依頼／令和4年12月28日依頼文発送、令和5年1月27日回答〆切

第3号説明

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会
 宿泊衛生専門委員会委員名簿

【委員 14名】

(順不同・敬称略)

選出区分	所属機関・団体名	氏名
医療・福祉	一般社団法人甲賀湖南医師会	浅田 佳邦
	甲賀湖南歯科医師会	富山 佳寿人
	一般社団法人甲賀湖南薬剤師会	川口 ともね
	甲賀市赤十字奉仕団連合会	西川 みき子
	甲賀看護専門学校	林 カオリ
宿泊・衛生	甲賀食品衛生協会	大福 修平
	滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合甲賀支部	林 初広
	甲賀調理師会	三好 良二
	信楽料理旅館飲食業組合	平岡 孝
行政	甲賀健康福祉事務所	森岡 献一
甲賀市	健康福祉部すこやか支援課	杉本 知恵美
	健康福祉部医療政策室	中井 さおり
	健康福祉部新型コロナウイルス感染症対策室	田中 厚司
	市民環境部生活環境課	福田 悟司

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 甲賀市医事・衛生基本計画（案）

1. 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者並びに一般観覧者（以下、「大会参加者等」という。）の医事・衛生については、医療救護体制を整えるとともに、大会参加者等が十分な活躍と観覧等ができるよう、清潔で快適な環境の整備に努める。

2. 内容

（1）医療救護

大会参加者等の傷病の発生に速やかに対処するため、関係機関・団体等の協力を得て、各競技会場に救護所を設置するとともに、応急処置および必要に応じた医療機関への移送等、医療救護体制を整える。

（2）防疫

大会参加者等の感染症の発生を防止するため、県、関係機関・団体等の協力を得て、衛生に対する意識の向上を図るとともに、防疫体制を整える。

（3）食品衛生

大会参加者等の食の安全・安心を確保するため、県、関係機関・団体等の協力を得て、宿舍及び食品取扱施設の監視、指導を行うとともに、食品衛生に対する意識の向上を図る。

（4）環境衛生

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、県、関係機関・団体等はもとより、広く市民の協力を得て、環境衛生に対する意識の向上を図るとともに、宿舍の衛生対策、廃棄物の減量化および適切な処理、衛生害虫等の駆除、飲料水の衛生対策に努めるとともに、動物の適正管理等に努める。

3. その他

第24回全国障害者スポーツ大会にかかる業務については、県と協議の上実施する。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 甲賀市宿泊基本計画（案）

1. 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者並びに一般観覧者（以下、「大会参加者」という。）をおもてなしの心で温かく迎え、大会参加者が最良のコンディションで十分な活躍ができるよう万全を期するために、県の「宿泊基本方針」に基づき、快適な宿舎および衛生面、栄養面で良好な食事の提供に努める。

2. 内容

(1) 宿舎

ア 大会参加者の宿舎は、原則として市内の旅館（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル、及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。

イ 市内の旅館で大会参加者の収容が困難な場合は、県、関係機関・団体等と協議の上、近隣市町の旅館等を利用することで、収容に努めることとする。

ウ 風紀上、衛生上および安全対策上支障があると認められる宿舎は利用しない。

(2) 配宿

ア 選手・監督および競技会に関わる役員（以下、「選手・監督等」という。）の配宿は、競技会場および練習会場までの交通状況を考慮し、大会運営に支障のないよう留意して行う。ただし、近隣市町の旅館等に配宿する場合及び選手・監督等を除く大会参加者の配宿は、県と協議して行う。

イ 選手・監督の宿舎は、都道府県別、競技別、競技種別および男女別を考慮して割り当てる。

(3) 宿泊料金

大会参加者の宿泊料金は、県と旅館等の関係団体との間で協議し、公益財団法人日本スポーツ協会において決定されたものを適用する。

(4) 食事

大会参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスがよく、豊かな自然に恵まれた地元の食材を取り入れた郷土色豊かなものを提供する。

3. その他

第24回全国障害者スポーツ大会にかかる業務については、県と協議の上実施する。

《參考資料》

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 甲賀市開催基本方針

1 基本方針

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポでは、市民、各種関係機関・団体、行政が協働で大会運営を行い、全国から本市を訪れる人々を「おもてなしの心」を持ってお迎えし、年齢・性別・障がいのあるなしを問わず、市民総参加により、夢や感動、連帯感を共有できる大会とすることを目指します。

また、大会を契機に、市民のスポーツへの関心を高め、より一層スポーツ活動の普及・発展に寄与するとともに、本市の恵まれた自然や歴史・産業・文化といった地域資源を全国に広く紹介する絶好の機会ととらえ、本市が目指す「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」の更なる推進を図ります。

2 実施目標

(1) スポーツで甲賀を元気にする大会

市民のライフスタイルに応じた「する」「みる」「支える」という多様なスポーツの関わり方を通して、生涯スポーツの普及・振興を図るとともに、健康づくりへの関心を高め、行動につなげるきっかけとなる大会を目指します。

(2) 市民協働・総参加でつくる大会

市民の参加意識の高揚を図るため、大会を身近に感じてもらえるような情報発信や啓発活動を積極的に行い、市民総参加のもと、県・市・関係団体等と緊密に連携し、大会の成功を目指します。

(3) 甲賀の若者や女性が主体的に関わる大会

若者や女性による大会に向けた準備や大会運営への主体的な参画を図ることで、子ども・若者の育成やスポーツを通じた女性活動の推進につなげます。

(4) みんながともに支え合う甲賀を目指す大会

障がいの有無や特性などにかかわらず、互いに尊重し、支え合いながら、誰もが健康で生き生きと暮らせる社会づくりにつながる大会を目指します。

(5) 甲賀の魅力を発信し、地域活性化につなげる大会

自然、歴史、文化など甲賀の魅力を見つめなおし、全国に発信するとともに、「おもてなしの心」を持って選手・関係者等を温かくお迎えすることで本市を訪れる方々に心から満足していただき、地域活性化に結び付く大会を目指します。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 甲賀市開催推進総合計画

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ（以下「両大会」という。）の成功に向け、年齢・性別・障がいのあるなしを問わず、甲賀市民の総力を結集して準備を進めるとともに、本市が目指す「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」につながる大会の実現のため、甲賀市開催基本方針に基づき開催推進総合計画を定めるものとする。

1 基本方針

（1）総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体（以下「県等」という。）と緊密に連携し、両大会を一過性のスポーツイベントとすることなく、市民のスポーツへの関心向上、さらなるスポーツ活動の普及・発展の実現と、将来のまちづくりにつながる大会とするため、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

（2）財務

県等との相互協力のもと、創意工夫をこらした魅力あふれる両大会を目指し、適正かつ効率的な財務の運営を図る。

（3）広報

両大会に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、積極的に広報活動を展開するとともに、自然・歴史・産業・文化など本市の多彩な魅力を全国に向けて発信する。

（4）市民運動

大会やイベント会場に足を運んだり、ボランティア活動に参加するなどの関わりを通じて、市民一人ひとりが両大会開催の意義を理解し、一丸となって大会を盛り上げていく。

（5）歓迎・接伴

選手・監督をはじめ、本市を訪れる人々を温かくお迎えし、自然・歴史・産業・文化など本市の魅力に触れていただくことで、「また訪れたい」と感じていただけるよう心のこもったおもてなしを提供する。

（6）競技

県等と緊密に連携し、競技会の円滑な運営を図るとともに、競技運営に必要な用具等については、可能な限り現有のものを活用又は借用するなど効率的に整備を行う。

(7) 式典

表彰式等は、選手の負担にならないよう、簡素な装飾や演出に努めることを基本としつつ、創意工夫をこらし、温かみのある式典とする。

(8) 施設

国民体育大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、既存施設の有効活用に努めることを前提としながら、両大会終了後の市民等の施設利用も視野に入れた整備をする。

(9) 宿泊

選手・監督をはじめ、本市を訪れる方々を温かくお迎えし、宿泊施設その他関係機関との連携により、十分にくつろいでいただける環境を整え、より多くの方々の受け入れができる効率的な配宿体制の確立を図る。

(10) 医事・衛生

両大会にかかわる全ての方々の健康を確保し、大会を快適な環境のもとで開催するため、県等と緊密に連携する。

さらに、食品衛生および環境衛生に配慮するとともに、防疫対策および医療救護体制の確立を図る。

(11) 輸送・交通

本市の交通事情を勘案し、交通事業者その他関係機関と緊密に連携し、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努めるとともに、公共交通機関の利用を促進するなど、交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

(12) 警備・消防防災

競技会場その他大会関係施設における治安の確保や災害の防止、非常時における緊急対応に万全を期するため、県、競技団体、警察・消防その他関係機関と緊密に連携し、警備・消防防災体制の確立を図る。

2 年次計画

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市開催推進総合年次計画（年度別業務一覧）は、別表のとおりとする。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会において、甲賀市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催及び運営に必要な方針および計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催及び運営にかかる準備に関すること。
- (3) 競技会の開催及び運営に必要な施設および設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員で構成し、委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 関係競技団体その他の関係機関及び関係団体を代表する者
- (2) 市議会議員
- (3) 市職員
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 常任委員 50名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、甲賀市長をもって充てる。

- 2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 監事は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に規定する事項を審議する。
- 4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は所属団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があったときは、次の総会において報告する。
- 4 会長及び委員については、報酬及び旅費は支給しないものとする。

(顧問および参与)

第9条 実行委員会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 5 顧問及び参与の任期等は、前条の規定を準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 競技会の開催及び運営にかかる基本方針等に関すること。
 - (2) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (3) 予算及び決算に関すること。
 - (4) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、又は書面により議決に加わることができる。この場合において、当該委員は出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は必要に応じて、監事、顧問、及び参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は会長をもって充て、副委員長は副会長をもって充てる。
- 3 常任委員会は、必要に応じて会長が招集する。
- 4 委員長に事故があるとき、または欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長がその職務を代理する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長または委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置および専門委員会への付託及び委任に関すること。

- (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関する事。
- (4) その他、委員長が必要と認める事項に関する事。
- 7 常任委員会は、前項第2号に規定する付託事項のうち、必要と認める事項については、専門委員会に委任することができる。
- 8 常任委員会は、第6項の規定により審議し、決定した内容を必要に応じて次の総会に報告するものとする。
- 9 前条第4項から第8項までの規定は、常任委員会において準用する。

(専門委員会)

- 第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された専門的事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を必要に応じて、常任委員会に報告するものとする。
- 4 専門委員の任期は、第8条第1項及び第2項の規定を準用する。
- 5 専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮って会長が定める。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第14条 会長は、総会および常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により、専決処分をしたときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に事務局長及びその他の職員を置く。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

- 第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(事業計画および予算)

第17条 実行委員会の事業計画及び予算は、総会の議決を得なければならない。

(事業報告および決算)

第18条 実行委員会の事業報告および決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。
ただし、令和4年度についてはこの限りでない。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第20条 実行委員会は、その目的が達成されたとき、総会の承認を得て、解散する。

(残余財産の帰属)

第21条 実行委員会が解散した場合において、その残余財産は、甲賀市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第22条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付則

この会則は、令和4年5月11日から施行する。

付則

1 この会則は、令和5年2月20日から施行する。

2 この会則の施行の際、現に第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会甲賀市準備委員会の委員、役員、顧問及び参与である者は、それぞれわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会の委員、役員、顧問及び参与に委嘱されたものとみなす。

3 この会則の施行の際、現に制定されている第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会甲賀市準備委員会の関係規定中「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会甲賀市準備委員会」とあるものは、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会」と読み換えるものとする。

わた SHIGA 輝く国スポ 本市開催競技会会期について

○正式競技

競技	種別	競技会場	9月			10月							
			28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8
			日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
サッカー	少年女子 ・少年男子	甲賀市水口スポーツの森陸上 競技場						●	●	●			
軟式野球	成年男子	甲賀市民スタジアム							●	●	●		
ゴルフ	少年男子	ペアズパウジャパンカント リークラブ	●	●	●								

○特別競技

競技名	種目	競技会場	9月			10月							
			28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8
			日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
高等学校 野球	軟式	甲賀市民スタジアム		●	●		●						

○公開競技

競技	競技会場	競技日程
グラウンド・ゴルフ	甲賀市水口スポーツの森	9月13日(土) ~ 9月14日(日)

※デモンストレーションスポーツのソフトバレーボールとカローリング(いずれも水口体育館で開催)と、「わた SHIGA 輝く障スポ」のフライングディスク(甲賀市水口スポーツの森で開催)、ボッチャ(水口体育館で開催)の競技会会期は、後日決定されます。

○競技別リハーサル大会

競技	大会名	競技会場	実施予定日
サッカー	第60回全国社会人サッカー 選手権大会	甲賀市水口スポーツの森 陸上競技場	令和6年10月18日 ~23日
軟式野球	第28回西日本軟式野球選手権 大会	甲賀市民スタジアム	令和6年11月2日 ~4日
ゴルフ	-		
高等学校野球(軟式)	令和6年度秋季近畿地区 高等学校軟式野球大会	甲賀市民スタジアム	令和6年11月9日 ~16日

※ゴルフ競技の、リハーサル大会は実施しません。

甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」
を目指して、この憲章を定めます。

あふれる愛に
あなたも仲間
いろどる山河と
生きいき文化
こぼれる笑顔に
応える安心
うみだす活力
受けつぐ伝統
かがやく未来に
鹿深の夢を

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会事務局
(甲賀市教育委員会事務局 国スポ・障スポ推進室)

〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口 6053 番地

TEL : 0748-69-2253 FAX : 0748-69-2293

E-MAIL : koka30107600@city.koka.lg.jp



「わたSHIGA輝く国スポ」宿泊業務スケジュール

(3か年度 計画予定表)

